

通学に安心・安全を！

むね6 km以上) に対し、子どもの事故を心配する保護者等から請願書が提出されました。
なる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書」を、全会一致で可決しました。
(第6号) に対する附帯決議を、全会一致で可決しました。

意見書概要

提出された「請願書」は、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行方法に対し再考を求めるものであり、通学の安全を願う保護者や子ども達からの切実な願いである。

統合により新たな通学路となる経路は未整備であり、危険な箇所があることから、通学時に事故が発生するのではないかと、議会としても危惧するところである。

については、請願の願意を熟慮し、我々、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

記

- 1 今回の学校統合は、行政の都合により実施するものであるから、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、スクールバスの運行方法については、保護者・生徒の意見を聴いて決定すること。
- 2 霞ヶ浦中学校は統合により設置される新設校であり、公平性の観点からも、スクールバスを利用できる生徒を旧北中学区の生徒に限定しないこと。
- 3 スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、通学距離にかかわらず、原則、利用を認めること。

その後

第1回臨時会 (平成26年1月22日に開催)

バス運行基準見直し案に、再び附帯決議!!

臨時会では、『南中学校の通学区域もスクールバスの対象 (自宅からの通学距離がおおむね6 km以上)』に変更され一部前進がみられたことから、平成25年度一般会計補正予算 (第7号) を可決しました。

しかし、請願趣旨を勧案し、さらなる「通学の安全・安心」のため、再度、附帯決議を提出し、“全会一致”で可決しました。

【附帯決議抜粋】

1. 今後のスクールバス運行の参考とするため、改めて保護者全員に対してアンケート調査を実施し、保護者等の希望する通学距離を把握するとともに、場合によっては運行基準を見直しすることも視野に入れ、保護者の理解が得られるよう前向きに対処していくこと。
2. 自転車通学の生徒に交通事故が発生することがないように、積極的に事故防止の方策を講じていくこと。

以上、決議する。



霞ヶ浦中学校の

市のスクールバス運行基準（北中学校の通学区域に居住し、自宅からの通学距離がおお
議会は、この請願を“全会一致”で採択し、併せて、「中学校の統合により通学が危険と
さらに、バス運行事業の債務負担行為の補正が計上された平成25年度一般会計補正予算

中学校の統合により通学が危険となる生徒に対し スクールバスの運行を求める請願書

【請願趣旨】

南北中学校が統合し、「霞ヶ浦中学校」として平成26年4月に開校する。

学校統合委員会の方針では、原則として通学距離が6キロメートル以上の生徒がスクールバスを利用できるというものです。

しかし、新たな通学路の経路には、防犯灯などもなく、人家もないような危険な通学路を通学しなければならない事態が発生し、通学時に事故が発生するのではないかと、保護者・生徒ともに大変心配しているところです。事故が発生してからでは取り返しのつかないこととなります。

生徒の通学の安全を考えれば、通学距離を一律に6キロメートル以上に限定するのではなく、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聴いて、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、再度、検討されることを求め請願する。

【賛成討論抜粋】

自転車通学が可能であっても児童・生徒の安全は最優先されなければなりません。

さらに言えば、保護者からのアンケートに十分に配慮せず、財政のみを優先させ、保護者らの声をないがしろにしたとしか思えません。

請願趣旨を十分に認識し、適切な対応をすることを求めて、賛成討論とします。

【附帯決議抜粋】

1. 「霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業」の利用対象者は、旧北中学区の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと。

なお、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則、利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聴いて決定すること。

2. 上記の運行方針に基づき必要となる経費は、年度内において、債務負担行為の追加補正を行うこと。

3. 上記2点の対応結果等については、平成26年1月24日までに、議会へ報告書を提出すること。

以上、決議する。

※附帯決議とは、議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいう。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会を設置

国指定重要文化財「椎名家住宅」の不良工事が判明しました。この原因究明の必要性から、地方自治法98条第1項に基づく調査特別委員会（議長を除く全議員で構成）の設置を、本会議において全会一致で決定しました。



▲椎名家住宅（加茂地内）

【事務検査に関する決議の提案の概要】（議員発議を全会一致で可決）

市は、平成24年度において国指定の重要文化財である椎名家住宅に対し、建造物保存修理のために「かすみがうら市指定文化財等補助金」を交付していたが、その後、本年8月に文化財保護審議会において補修が必要であるとの指摘を受け、さらには、11月20日に屋根の不良工事についての新聞報道がなされた状況である。

国指定の重要文化財である椎名家住宅は、当市においても重要な財産であることから、当該事案の全容を解明することが必要である。

以上のことから、地方自治法第98条第1項による検査を提案するものである。

委員長 山本文雄
副委員長 岡崎勉

平成25年度第2回議員研修会

平成26年2月7日（金）
茨城県市議会議長会主催

会場：ホテル ニュー麻生
参加：川村議員、岡崎議員、佐藤議員
講演：野村 稔 氏（元全国都道府県議会議長会
議事調査部長）
「議会改革の具体的な取り組みについて」



中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

～全会一致で可決～

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨を発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上の空域を飛行する全ての航空機に対して、一方的に自国の定めた手続に従うことを義務付けるもので、これに従わない場合の軍による措置にも言及している。こうした措置は、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、国際航空秩序に対して重大な影響を及ぼすと同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を断じて受け入れることはできない。

本議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の措置が即時撤回されるよう強く要求する。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、我が国の主権並びに国民の生命及び財産を断固として守るために毅然たる態度で冷静に対処するよう強く求める。

以上、決議する。

平成25年度第1回議員研修会

平成25年11月14日（木）～15（金）
茨城県市議会議長会主催

（1日目）

会場：ホテルマロウド筑波
参加：川村議員、岡崎議員、加固議員、鈴木議長
講演：佐々木 信夫 氏（中央大学大学院教授）
「地方議会をどう変えるのか」

（2日目）

視察研修：茨城県フラワーパーク

